「消費者の部屋」の利用について

消費者グループ等関係者が活動内容をPRする場として、「消費者の部屋」を利用する場合の決まり事を、以下のとおり定めます。

- 1 部屋の利用を希望する消費者グループの活動内容のPR(展示パネルやパンフレットの配布等)については、消費者行政に係わる内容のものとします。
- 2 部屋の利用については、常設展示との調整が必要なため、利用開始希望日の1ヶ月前までに、テーマ・内容を決定した上で「消費者の部屋」担当まで電話でお申込みください。(申込み受付後、具体的な準備作業について連絡・調整を行います。また、日程が希望に添えない場合、日程を変更していただく場合もあります。)
- 3 部屋の開室時間は、土、日曜及び祝日を除く平日の9時から 17時とします。
- 4 部屋の利用期間については、長くて1ヶ月とします。(常設展示との調整等により、期間を調整させていただく場合があります。)
- 5 部屋の利用に当っては、飲食物の調理及び物販は禁止とします。(提供前に加熱する必要のない加工食品の試食提供は可能としますが、この場合、管理する者を置いていただきます。)
- 6 展示終了後は、次の展示に支障がないよう現状復帰に努めるとともに、ごみの分別をお願いします。